



ふるさと納税

菊地 忍

問 現在の納税額と今年度の見込額について伺うが、調査したところによると平成27年度からポータルサイトの活用で納税額が上がったと聞けが、見解を伺う。

総務部長 11月末現在で920件、約2000万円となつてい

総務課長 見込額は昨年度実績の約4200万円を超える寄附になるものと見込んでいます。平成26年度の方と比べると納税額は126万円でしたが、平成27年8月からふるさとチョイスというポータルサイトを利用した結果、実績額を超える額に伸びています。

今の時点から次の対策を

問 ポータルサイトの影響力が大ききことが分かったので、現時点から今後を見据える必要があると思う。始めに、納税時に税金の控除額が調べられる簡単なシミュレーションをホームページに掲載することを検討してはどうか伺う。

総務課長 研究していきたいと思

います。

問 次に、返礼品の充実を図ることも必要である。例えば姉妹都市の商品を活用することや体験型の返礼品についても施策の一つとして考えられる。また、「岩沼版ふるさと納税ギフトカタログ」を作成するなど、さまざまなアイデアを駆使して魅力あるサービスを考える必要があると思うがどうか。

総務課長 参考にしていただきたいです。今年度から返礼品の中に、花火の打ち上げ券やサーロインステーキなどを加えて充実を図っています。提案がありましたら広域や姉妹都市などの商品についても、返礼品に加えられるかを検討していきたいと思ひます。また体験型返礼品やギフトカタログについても検討していきたいと思ひます。

◎その他の一般質問
・地域再生計画

須藤功議員の懲罰は出席停止

議員 発議

◆発議案5号 須藤功議員に対する懲罰の件

9月定例会において須藤功議員は、須藤功議員以外の議員が、市民のため昼夜を問わず身を粉にして議員活動を行っているにもかかわらず、全議員を侮辱するような発言を行いました。

自己本位の言論の自由を盾にした言いたい放題の品位のない言論の乱用を防ぐためにも議会の自律作用による戒めが必要とされ、14名の議員から懲罰動議が提出されました。

この懲罰の件は、全議員賛成のもと、継続審査となりました。

議会閉会中の審査を経て、12月定例会の冒頭に、懲罰特別委員長から「出席停止(10日間)の懲罰」を科すべきとの報告がなされました。

本会議での採決の結果、須藤功議員の出席停止10日間が可決され、議長から退場を命じられました。

●懲罰とは

議会の会議では、議会の権威を保持し、公正にして能率的な運営

が行えるよう規律が定められています。懲罰とは、議員が、地方自治法や会議規則・委員会条例に定められた規律を乱し、違反した場合に科される罰です。原則として会期中の議会内の行為に限られますが、議会外の行為でも、正当な理由がなく欠席した者、秘密会の内容を漏らした者、また、会議運営に直接的な影響を与えるような行為がある場合は、議会の議決により懲罰を科することができます。

1 主な懲罰の理由

- ① 正当な理由もなく欠席した場合
- ② 無礼の言葉を使用したり、他人の私生活にわたる言論をした場合
- ③ 議長や委員長から発言の取消しや禁止、退場等を命じられて応じなかった場合
- ④ その他、地方自治法、会議規則及び委員会条例に違反した場合

2 懲罰の種類

- ① 公開の議場における戒告
- ② 公開の議場における陳謝
- ③ 出席停止
- ④ 除名

参考：議員必携